公

印

0

名

称

公

印

0)

印

影

青森県立金木高等学校長印

号外第四十一号

令和 和五年 (土曜日)

次

目

教育委員会

○青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森 (職員福利課)

県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち に開示することができる保有個人情報の廃止……………

○公印の印影を印刷することができる文書の一部改正………

同同 : 四四

育 委 員 会

教

青森県教育委員会告示第一号

告示する。 取扱規程(平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号)第十一条の規定により 令和五年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書

令和五年四月一日

青 森県 教 育委員 会

青森県立板柳高等学校長印

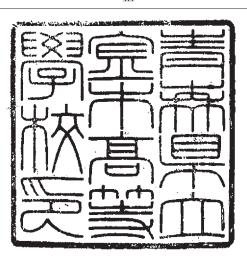
印) 青森県立金木高等学校印

(副

印) 市森県立金木高等学校印 定

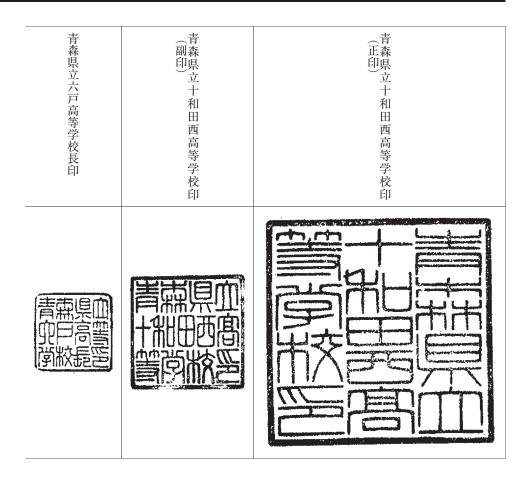
①早燕青 普图哪隊 瓷료姚草

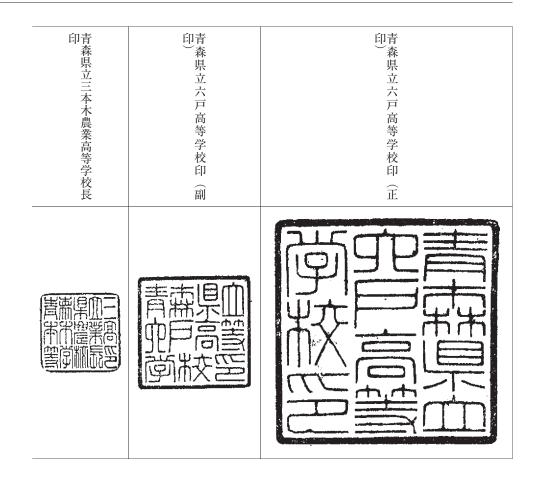


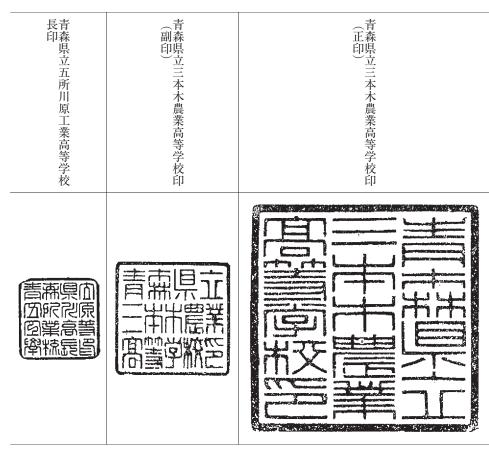


青森県立鶴田高等学校長印	印) 育森県立板柳高等学校印 (副	印)青森県立板柳高等学校印(正
青森県血器四高等	青蘊県血 響側間 写体管	が正式を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を

青森県立十和田西高等学校長印	印)	印) 森県立鶴田高等学校印 (正
	門馬門門門門里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里	遊響







印(正印) 青森県立五所川原工業高等学校





印(副印) 市森県立五所川原工業高等学校

超別

青森県教育委員会告示第二号

に開示することができる保有個人情報)は、廃止する。 条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち 平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号(青森県個人情報保護条例第二十

令和五年四月一日

青 森 県 教育委員

会

平成二十五年十月一日青森県教育委員会告示第九号(公印の印影を印刷することが

青森県教育委員会告示第三号

できる文書)の一部を次のように改正する。

令和五年四月一日

る。

青森県教育委員会

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

(発行所· 長島一丁)